

# 粗大ごみの冬季受入れ休止について

◎令和3年より、12月から年明け2月末までの間、処分場での「粗大ごみ」の受入れを休止させていただきます。

- ・粗大ごみを搬入される方は11月中に搬入をお願いします。
- ・年明けは3月から受け入れを再開します。
- ・再開後の置き場は、元の車庫棟の裏側に戻します。



Q:なぜ受け入れを止めるのか？

A:粗大ごみ置き場が外であるため、冬季間の除雪の支障を回避すると、フェンスに掛かる雪の負荷を抑えるために行うものですので、ご不便をお掛けしますがご理解をお願いします。

- ・ロータリー除雪車で粗大ごみを巻き込むと、除雪車に致命的な損傷が生じる危険性が高いです。
- ・粗大ごみと接する部分のフェンスに雪の負荷が掛かり、損傷するリスクがあります。



◎休止期間(12~2月)でも、やむを得ない理由がある場合は受け入れます。

- ・その場合は、奥の埋立地に降ろしていただきます。
- ・搬入する必要がある場合は、事前に役場環境衛生係まで申出ください。
- ・事前の予告なく持ち込んだ場合は、受入れをお断りします。

○やむを得ない理由

- ・休止期間中に引っ越しがあり、片付ける必要がある場合



×お断りする場合

- ・事前の予告なく、持ち込んだ場合
- ・年末の大掃除で不用となった粗大ごみを片付けたい。  
←3月になるまで待っていただくか、どうしても処分したい場合は、民間の処分場に個人で持ち込んでいただくか、ごみ収集の許可業者に回収を依頼してください。

真狩村一般廃棄物最終処分場  
(役場企画情報課 環境衛生係 TEL45-3613)

